

新型コロナウイルス感染症への対応状況（兵庫県）

令和2年3月10日
兵庫県新型コロナウイルス
感染症対策本部

区分	対策	対応状況（3月9日時点）	（参考）国の主な対応・要請等
積極的疫学調査	<ul style="list-style-type: none"> ・感染経路の疫学調査 ・濃厚接触者の健康観察 	<p>○患者の行動調査により、感染経路および濃厚接触者を特定するための調査を実施中</p>	
検査・医療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症病床をはじめ専用の入院病床確保（全県 154 床） ・帰国者・接触者外来の設置支援（感染症指定病院を含む 40 か所） ・民間医療機関との連携 ・医療用マスク、手袋等の確保（関係団体へ要請） ・検査試薬の追加購入（県立健康科学研究所） 	<p>(1) 医療体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入院病床確保 〈現状の病床数〉 ①第1・2種感染症指定医療機関 9 病院 54 床 ②帰国者・接触者外来医療機関 30 病院（病床準備中） ○帰国者・接触者外来の設置支援 ○个人防护具、空気清浄機等の院内感染防止のための設備等の整備支援 〈医療用マスク等の確保〉 ・全国知事会において、国の責任における確保・調達を要望 <p>(2) 検査体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○検査試薬の追加（1,000 人分購入済み） ※検査実施 326 件（3/9 現在） <p>〈厚労省要請への対応状況〉</p> <p>①当面は県立健康科学研究所及び県内 3 カ所の地方衛生研究所の検査で対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日あたり検査可能件数 約 130 件（県 80、神戸 24、姫路 12、尼崎 12） 最大実績（3月3日） 48 件 （PCR 検査可能な医療機関や民間検査機関の調査は、別途実施） <p>②現時点で感染症指定医療機関における医療用マスクの不足は生じていないが、右の条件に該当する状況となった場合、国へ優先供給を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定医療機関に約 1 ヶ月分の医療用マスクの備蓄あり <p>③・稼働状況や受診者数等は、随時、国へ状況を報告済</p> <p>（まん延期における医療提供体制等については、今後の感染状況等を踏まえ、準備、検討）</p>	<p>〈マスクの転売防止対策（消費者庁聞き取り）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活安定緊急措置法施行令を改正し、マスク等を指定（3/10 閣議決定見込） （厚労省が対応し、都道府県は特段の対応なし） <p>〈3/5 全国知事会 緊急対策本部における厚労省からの要請〉</p> <p>①地域において必要な患者に PCR 検査を実施する仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険適用される PCR 検査を含め、行政検査の委託として実施（医療機関との委託契約の締結、自己負担分の支払い等） ・民間医療機関も含めた円滑な検査実施体制の整備 <p>② 医療用マスクの安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定患者を受入れている医療機関で、都道府県や政令市等での備蓄を放出しても対応できず、最低限必要な備蓄量を下回る場合、厚労省に対して優先供給の要請を行うことができるスキームの活用 〔※ 要請を受け、厚労省が団体（日衛連、卸連、医機販協 など）に対して、優先供給を要請〕 <p>③医療提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床の稼働状況、帰国者・接触者外来受診者数等の調査・報告 ・感染状況の進展に応じた、段階的な医療提供体制への移行への準備（帰国者・接触者外来の増設や体制の強化、一般医療機関における外来診療の実施や必要病床の確保 等） ・患者数が大幅に増えたときの外来・入院患者数の医療需要の計算と必要な医療提供体制の確保

区分	対策	対応状況（3月9日時点）	（参考）国の主な対応・要請等						
相談・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応コールセンター（相談窓口 078-362-9980）の設置 ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・インターネット等を活用した情報提供 ・こころのケア相談の実施 	<p>(1) 相談窓口の設置</p> <p>〈相談件数〉</p> <table border="1" data-bbox="857 260 1920 344"> <tr> <td>①24時間コールセンター（4人1組×3班体制）</td> <td>2,586件（2/28～3/8）</td> </tr> <tr> <td>②帰国者・接触者相談センター</td> <td>8,291件（1/29～3/8）</td> </tr> </table> <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民向けメッセージの発信等 <p>(3) こころのケア相談</p> <p>〈相談件数〉</p> <table border="1" data-bbox="857 541 1920 583"> <tr> <td>県精神保健福祉センター</td> <td>10件（2/7～3/6）</td> </tr> </table>	①24時間コールセンター（4人1組×3班体制）	2,586件（2/28～3/8）	②帰国者・接触者相談センター	8,291件（1/29～3/8）	県精神保健福祉センター	10件（2/7～3/6）	<p>○集団感染の防止、家庭内での注意事項のお願い（3/1 厚労省）</p>
①24時間コールセンター（4人1組×3班体制）	2,586件（2/28～3/8）								
②帰国者・接触者相談センター	8,291件（1/29～3/8）								
県精神保健福祉センター	10件（2/7～3/6）								
学校等	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高等学校、特別支援学校、私立学校、各種専修学校等の臨時休業（3/3～3/15）の要請 ・卒業式（特別支援学校等）は当面延期を要請 ・県立学校の高校受験は予定どおり実施 ・保育所・幼稚園等は除く 	<p>(1) 県立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ○3/3（火）～3/15（日）まで臨時休業 ○卒業式のうち3月実施予定の25校については、臨時休業明け又は春休み中での実施を検討（176校中151校は実施済み） ○公立学校の入学者選抜及び入学者選考（3/12、13実施）については、感染防止対策を行った上で実施（市立高校等含む） <p>(2) 市町立学校、市町立幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設置者判断により臨時休業を決定 <p>(3) 私立小中高</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業要請100校、休業実施100校（3/3～3/15） <p>(4) 専修学校・各種学校（私学）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○休業要請122校、休業実施103校、通常どおり19校（3/3～3/15） <p>[参考] 私立幼稚園（190園）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の必要のある子どもの受入等あり143園、通常保育18園、休業実施29園 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○兵庫県立大学学位記授与式（3/24）中止 ○神出学園（3/2～3/15）休校（修了式3/11 簡素に実施予定） ○山の学校（3/2～3/5）休校（修了式3/6 簡素に実施） ○総合衛生学院（3/6～3/16）休業 ○農業大学校（3/2～4/9）休業（卒業式当面延期） ○森林大学校（3/2～3/15）休業 	<p>○小・中・高校及び特別支援学校等の一斉臨時休業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉臨時休業の要請（2/28 文科省通知） ・児童生徒の外出に関する留意事項（3/4 文科省通知） （軽い風邪症状でも外出を控える、イベント等の参加自粛） <p>○遠隔授業サービス「Zoom」の学校への無料提供（3/1 経産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米民間クラウドビデオ会議サービス「Zoom」を4月30日まで無料提供 						

区分	対策	対応状況（3月9日時点）	（参考）国の主な対応・要請等
社会教育施設	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、会場の状況等を踏まえて主催者が決定（新型インフルエンザ時の対応に準ずる） 	<p>(1) 対応方針</p> <p>① 県主催事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/3～3/15 まで開催を自粛 3/16 以降は感染状況等を踏まえ決定 <p>② 貸館事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 主催者の判断による <p>(2) 主な施設の対応状況</p> <p>① 芸術文化施設</p> <p>県立美術館、県立美術館王子分館（横尾忠則現代美術館・原田の森ギャラリー）、兵庫陶芸美術館、芸術文化センター、尼崎青少年創造劇場、兵庫県民会館</p> <ul style="list-style-type: none"> 県主催事業の中止・延期 その他貸館事業等の中止・延期は、主催者の自主判断 <p>② 高齢者大学等</p> <p>いなみ野学園、阪神シニアカレッジ、地域高齢者大学（5大学）、ふるさとひょうご創生塾</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業式及び講座の中止・延期 <p>③ 生活創造センター等</p> <p>生活創造センター・文化会館等、ひょうごボランティアプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設運営者主催の不特定多数が集うイベントの中止・延期 貸館利用は感染症対策の上で、主催者・利用者の自主判断 休館：神戸生活創造センター（3/5～15）、ひょうごボランティアプラザ（3/4～15） <p>④ 消費生活情報プラザ（県立消費生活総合センター内）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/3～3/15 休館 <p>⑤ こどもの館</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/7～3/15 休館 <p>⑥ ひょうご環境体験館</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/4～3/15 休館 <p>⑦ 障害者スポーツ交流館</p> <ul style="list-style-type: none"> 2/28～3/12 休館 <p>⑧ ふれあいスポーツ交流館</p> <ul style="list-style-type: none"> 3/5～3/16 トレーニング室 閉鎖 	<p>○社会教育施設において行われるイベント・講座等（2/26 文科省）</p> <ul style="list-style-type: none"> 国として全国的なイベント等の開催に係る方針が示されたことを受け、今後2週間に予定されているものについて中止、延期、規模縮小等の対応
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 感染症防止対策徹底の注意喚起（施設利用者及び職員の健康管理を含む） 	<p>(1) 高齢者施設、障害者施設等</p> <p>○国通知に基づき、感染症防止対策の注意喚起を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者施設、障害者施設等での不要不急の面会の自粛 面会者へのマスク着用の要請 まん延期には面会中止 濃厚接触が疑われる利用者・職員が発生した場合の通所・短期サービスの休業要請 <p>○高齢者福祉施設へのマスクの備蓄状況調査（3/6 暫定値）</p>	<p>○社会福祉施設等における感染拡大の防止（2/27 厚労省）</p> <p>〈3/5 国 対策本部会議〉</p>

区分	対策	対応状況（3月9日時点）	（参考）国の主な対応・要請等
		<p>【現状の配布数を維持する場合の在庫（中央値）】 特養等：40日程度、訪問介護事業所：20日程度 （特に訪問介護事業所で、在庫がなくなりつつある事業所もあり）</p> <p>→ ・全国知事会を通じ、高齢者福祉施設等に優先的に配布できるスキームの構築を要望 ・布製マスク配布の国方針については、詳細を確認中</p> <p>(2) 保育所・放課後児童クラブ ○国通知に基づき、感染予防に留意して原則開所を依頼 ○41市町で保育所実施 ○36市町で放課後児童クラブを実施（他市町は学校開放等で対応）</p>	<p>・再利用可能な布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、高齢者施設や障害者施設、保育所、学童保育の現場に提供する方針を首相が表明（1人1枚が行き渡る量を確保）</p> <p>○保育所、放課後児童クラブの対応 ・原則として開所（2/27厚労省通知） ・子どもの居場所の確保（3/2文科省・厚労省） ・放課後児童クラブ等に教員が携わることで人的体制確保 ・学校の施設（教室、図書館等）の活用 ・財政措置（国庫10/10、保護者負担なし）</p>
企 業	<p>・時差出勤、テレワーク等の活用を要請 ・中小企業融資制度 ・金融対策特別相談窓口の設置 （県地域金融室/ひょうご・神戸経営相談センター）</p>	<p>(1) 時差出勤、テレワーク等の活用要請 ○県商工会議所連合会、県商工会連合会をはじめ関係117団体を通じ、事業所等へ要請済み</p> <p>(2) 中小企業融資制度による対応 ○経営円滑化貸付の要件緩和（新型コロナウイルス対策貸付：2/25～） ・融資対象要件の緩和や貸付利率の引き下げ等の要件拡充を実施 ・限度額1億円→2.8億円、利率0.8%→0.7%</p> <p>○経営活性化資金の拡充（3/16～予定） ・売上減少に伴う運転資金不足に対応 ・セーフティネット保証を利用できる保証対象に追加し、スピーディに資金供給（審査期間を3W→1W程度に短縮） ・限度額3,000万円→5,000万円</p> <p>○借換等貸付（3/16～予定） ・既往債務の負担縮減 限度額1億円→2.8億円 利率 1.5% →0.7%</p> <p>(3) 金融対策特別相談窓口 ○相談件数：388件（3/6時点）</p> <p>(4) 調達における対応 ○事業者の実情や要望等を踏まえ、予算の繰越（明許・事故）について、柔軟に対応 ※相談のあった3件を明許繰越で計上予定 ○国通知を受け、各市町・庁内契約担当課等へ周知（3月9日）</p>	<p>〈金融面の対応〉 ○セーフティネット保証4号（突発的災害）を適用開始（3/2） ○セーフティネット保証5号（業況悪化業種）について旅館・ホテルなど40業種の追加指定（3/6）</p> <p>〈休業等への対応〉 ○雇用調整助成金の特例措置の拡大 ・休業手当の費用を助成（大企業1/2、中小企業2/3） ・対象を全業種に拡大予定</p> <p>○時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例 ・テレワーク導入等（補助率1/2）、休暇促進（補助率3/4）</p> <p>○小学校休業等対応助成金 ・事業主に対して8,330円/日を上限に10/10助成</p> <p>〈地方公共団体における調達〉 ○地方公共団体の調達における対応（3/3総務省） ・工期、納期、契約金額等の適切な見直し ・随意契約、予算繰越の活用</p> <p>○官公需における中小企業への配慮（3/3中企庁） ・工期、納期、予定金額等の適切な見直し ・契約の着実な履行、迅速な支払い</p>

区分	対策	対応状況（3月9日時点）	（参考）国の主な対応・要請等
イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、会場の状況等を踏まえ、不特定多数の者の集う開催を自粛・要請 ・発熱等、風邪症状が見られる場合の外出自粛の要請 ・施設管理者への消毒液設置など感染防止措置の徹底 ・施設利用者への手洗いや咳エチケットの徹底 	○感染症対策の措置徹底、集客イベントの中止・延期等	<p>〈2/26 国 対策本部会議〉（安倍総理）</p> <p>○この1、2週間が感染拡大防止に極めて重要。多数の方が集まる全国的なスポーツ、文化イベント等については、今後2週間は中止、延期又は規模縮小等の対応を要請</p>
その他 （庁内の対応）		<p>職員関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務の登録拡大（小学生以下の子を養育する職員を優先） ○既存の時差出勤制度（E・L勤務）の弾力的運用 ○感染症拡大防止に係る特別休暇の適用（国に準じた取扱、適正な運用に努める） 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の柔軟な勤務体制の確保（2/27 総務省） <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、時差出勤、適切な業務配分等 ○感染症拡大防止に係る特別休暇の適切な対応（3/5 総務省）

作成年月日	令和2年3月10日
作成部局	産業労働部 地域金融室

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した 中小企業者等への緊急追加対策

新型コロナウイルス感染症の流行により県内中小企業者等の売上減少が生じているなか、3月の期末を控え、資金不足が懸念される。

このため、売上減少に伴う資金フローの逼迫に対応した金融支援策や既存債務の償還負担の軽減を実施する。

1 経営活性化資金の拡充－迅速な貸付・保証審査の実施

売上減少に伴う資金フローの逼迫に対応し、経営活性化資金の要件を拡充のうえ、保証協会、金融機関との協力の下、新規貸付申込みに関する審査期間（貸付及び保証）を1週間～10日間と迅速化し、スピーディーに資金を供給する。（通常の中小企業等融資制度に要する貸付・保証の審査期間は3週間程度）

区 分	経営活性化資金〔現行〕	経営活性化資金 （新型コロナウイルス対策）〔今回〕
対 象 者	次の①から③の全てに該当する中小企業者 ① 県内で1年以上同一事業を営む者 ② 取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者 ③ 税務署の受付印のある直近期の決算書の提出が可能な者（個人事業主は青色申告を行っている者）	左記に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け次に該当する者 ・ <u>最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者</u> （新型コロナウイルス対策貸付と同じ）
資金使途	設備資金・運転資金	<u>運転資金</u>
信用保証	義務 （一般保証に限定）	同左 <u>（セーフティネット保証を対象に追加）</u>
貸付限度額	設備 5,000 万円 運転 3,000 万円	<u>運転 5,000 万円</u>
融資期間 （据置期間）	設備 5 年以内（6 か月以内） 運転 3 年以内（なし）	<u>運転 10 年以内（1 年以内）</u>
適用期間	通年	<u>令和2年6月末融資実行分まで</u>
貸付利率	金融機関所定金利	同左
取扱金融機関	兵庫県信用保証協会と本資金に係る覚書を締結している金融機関	同左

2 「借換等貸付」の要件緩和（既定の融資枠で対応）

利子を含む既往債務の返済負担を軽減し、手元の流動性を確保するため、借換等貸付の要件を充実する。

区 分	借換等貸付〔現行〕	借換等貸付 (新型コロナウイルス対策)〔今回〕
対 象 者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当する者 ・ 県制度融資等の借入残高がある者	左記に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け次に該当する者 ・ <u>最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者</u> (新型コロナウイルス対策貸付と同じ)
資金使途	既往借入金の返済資金。 ただし、既往借入の当初借入額を上限に追加融資も可	同左
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 <u>2億8000万円</u>
融資期間 (据置期間)	10年以内（1年以内）	同左
適用期間	通年	<u>令和2年6月末融資実行分まで</u>
利率等	貸付利率	1.50%
	保証料率 (セーフティ保証)	0.90%
	貸付利率＋ 保証料率	2.40%
		0.70%
		0.80%
		1.50%

3 融資申込みの受付開始

借換等貸付・経営活性化資金ともに、令和2年3月16日（月）より申込受付開始予定

<問い合わせ先> 産業労働部 地域金融室 078-362-4235（直通）

(参考) 実施済みの対策 (令和2年2月14日発表)

「経営円滑化貸付」の要件緩和—運転資金・設備資金支援

対象者等の要件緩和を行い、資金繰りを支援

区分	経営円滑化貸付 [緩和前]	経営円滑化貸付 [緩和後] (新型コロナウイルス対策貸付)
対象者	県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で次に該当するもの ・最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者	新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で次に該当するもの ・1年以上同一事業を営む中小企業者等で、最近1ヶ月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者
資金使途	運転資金	運転資金・設備資金
貸付利率+保証料率	1.95%	1.50%
貸付利率	0.80%	0.70%
保証料率	1.15%	0.80% ※
貸付限度額	1企業・1組合 1億円	1企業・1組合 2億8000万円
融資期間 (据置期間)	10年以内 (うち据置2年以内)	同 左
適用期間	—	〔令和2年6月末融資実行分まで 2月25日(火)融資申込み受付開始〕

※ セーフティネット保証を利用した場合 (一般保証を利用する場合は第5区分で1.15%)
保証の別枠として2.8億円が利用可能